

電子ジャーナル利用契約書

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、電子ジャーナルの利用等に関し、次のとおり契約を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 乙は、甲に対し以下の電子ジャーナルタイトル及び電子ジャーナルパッケージを利用させるものとする。

（1） 電子ジャーナル 6 タイトル（別紙タイトルリストのとおり）

（2） JUSTICE 会員館対象「SAGE Journal Premier Packages Clinical Medicine Package 2017」
（提供場所）

第2条 この電子ジャーナルの提供場所は、埼玉県立大学及び埼玉県立大学大学院サテライト
キャンパスとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までとする。

（利用者の範囲）

第4条 埼玉県立大学教職員、大学院学生、学部学生及びその他埼玉県立大学内において、教
育、研究等に従事する者は、教育、研究及び学習のためにのみ、閲覧、複製を行うことがで
きるものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第 36
条の規定により、契約金額に 100 分の 10 を乗じた額を納付するものとする。（又は規程第
38 条第 1 項第 3 号の規定に基づき免除する。）

（契約金額）

第6条 契約金額は、年額 円とする。

〔内訳〕

1 月～3 月	リバースチャージ対象額	円
	その他対象額	円
	消費税額	円
4 月～12 月	リバースチャージ対象額	円
	その他対象額	円
	消費税額	円

2 前項の金額にかかわらず、契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後
の税率によるものとする。

（契約金額の支払い）

第7条 甲は、乙の適法な代金請求書に基づき、次により支払うものとする。

（1） 乙は 2022 年 1 月から 3 月利用分については 2022 年 2 月 28 日までに甲に請求し、甲は
2022 年 3 月 31 日までに乙の指定する金融機関口座に支払う。

（2） 乙は 2022 年 4 月から 12 月利用分については 2022 年 4 月 30 日までに甲に請求し、甲は
2022 年 5 月 31 日までに乙の指定する金融機関口座に支払う。

(契約残期間の保証の担保)

第8条 乙は、一括前払いを受ける上で甲に対し第3条に記載されている契約残期間の保証を担保するものとする。

(障害等の対応)

第9条 障害が発生した場合は、乙は速やかに回復の措置を講ずることとする。また、乙は甲に電子ジャーナルに関する情報を提供すること。

(秘密の保持)

第10条 甲は、乙から提供を受けるデータ及びこれに付随する技術情報等の、乙の所有に属する知的財産について、その取扱にあたっては慎重な注意を持って、秘密の保持に努めるものとする。

2 前項の守秘義務は公知になった事項については摘要されないものとする。

3 乙はこの契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(違約金)

第11条 乙は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)を乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(権利義務譲渡の禁止)

第12条 甲及び乙は、本契約上の権利、義務及び本契約によって賃貸借した全てのものについて、他人に譲渡もしくは引き渡してはならないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なしに本契約に定める義務を履行しないときは、文書をもって通知し、本契約を解除することができるものとする。この場合、甲又は乙は、相手方に対し損害賠償の請求ができるものとし、その額は、甲乙間で協議し定めるものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、故意又は重大な過失により、この電子ジャーナルを損傷したときは、その損害に相当する金額を乙に支払わなければならない。

(使用の中止)

第15条 本契約が終了したときは、甲は甲の責任において電子ジャーナルの使用を止めるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第16条 本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除する可否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、乙の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）を乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

（定めのない事項等）

第 17 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を所持するものとする。

2021 年 月 日

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

甲 公立大学法人埼玉県立大学

理事長

田中 滋

乙